

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
平成 28 年6月 30 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500127号  
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600010号

## 第1 結論

請求者のA社における平成5年4月1日から同年7月1日までの期間、平成7年9月1日から平成8年7月1日までの期間及び平成9年11月1日から平成15年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年4月から同年6月までの標準報酬月額を16万円から20万円に、平成7年9月から平成8年6月までの標準報酬月額を22万円から26万円に、平成9年11月から平成10年3月までの標準報酬月額を24万円から26万円に、平成10年4月から平成13年1月までの標準報酬月額を17万円から26万円に、同年2月から平成15年3月までの標準報酬月額を17万円から28万円に、同年4月から同年8月までの標準報酬月額を17万円から30万円に訂正する。

平成5年4月から同年6月までの期間、平成7年9月から平成8年6月までの期間及び平成9年11月から平成15年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成5年4月から同年6月までの期間、平成7年9月から平成8年6月までの期間及び平成9年11月から平成15年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年6月1日から平成25年8月1日まで

A社の事業主が、社会保険の届出に係る報酬月額を実際の給与額より低額で届出をしていた期間があり、問題解決がされないまま、会社は倒産し解雇された。所持している給料支払明細書を提出するので、調査の上、請求期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書によると、請求者が、請求期間のうち、平成5年4月から同年6月までの期間、平成7年9月から平成8年6月までの期間及び平成9年11月から平成15年8月までの期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、平成5年4月から同年6月は20万円、平成7年9月から平成8年6月まで及び平成9年11月から平成13年1月までは26万円、同年2月から平成15年3月までは28万円、同年4月から同年8月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、元事業主は、社会保険事務を適切に行っていなかった時期があり、保険料の納付は、社会保険事務所（当時）から届く納付書に記載された額を納付していたことを認めていることから、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成4年6月から平成5年3月までの期間、同年7月から平成6年4月までの期間、平成7年6月、平成8年7月から平成9年10月までの期間及び平成15年9月から平成25年7月までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書によると、事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額又は請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることが認められることから、当該期間については、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間のうち、平成7年5月及び同年8月については、前述の給料支払明細書によると、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるものの、当該期間に係る報酬月額が確認できない。

さらに、請求期間のうち、平成6年5月から平成7年4月までの期間及び同年7月については、請求者は、当該期間に係る給料支払明細書等の給与支給額及び保険料控除額について確認できる資料を所持しておらず、元事業主は、「従業員の個人情報に係る書類等は、会社の破産開始決定後に全て廃棄したので、請求者の請求期間に係る給与支給額や保険料控除額を確認できる資料は残っていない。」旨陳述している。

このほか、請求者の平成6年5月から平成7年5月までの期間、同年7月及び同年8月における給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料（源泉徴収票、確定申告書及び所得証明書等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500129号  
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600011号

## 第1 結論

請求者のA社における平成12年8月1日から同年9月1日までの期間及び同年12月1日から平成15年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成12年8月の標準報酬月額を13万4,000円から20万円に、同年12月から平成13年9月までの標準報酬月額を14万2,000円から20万円に、同年10月から平成14年8月までの標準報酬月額を13万4,000円から20万円に、同年9月の標準報酬月額を13万4,000円から22万円に、同年10月から平成15年8月までの標準報酬月額を13万4,000円から20万円に訂正する。

平成12年8月及び同年12月から平成15年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成12年8月及び同年12月から平成15年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年11月1日から平成24年6月26日まで

平成10年4月から平成15年8月までの期間について、報酬月額を実際の給与支給額より低額で、事業主が届け出ていることが判明し、退職の時に、当該処理に起因する年金不足に対し和解金の支払いを受けることで合意したが、支払いがされないまま、同僚だった者から会社が破産したことを聞いた。平成9年に給与が下がった記憶はないが、同年11月から標準報酬月額が下がっているため、同月から退職するまでの期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書等によると、請求者が、請求期間のうち平成12年8月及び同年12月から平成15年8月までの期間において、オンライン記録に

より確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、平成12年8月及び同年12月から平成14年8月までは20万円、同年9月は22万円、同年10月から平成15年8月までは20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、元事業主は、社会保険事務を適切に行っていなかった時期があり、保険料の納付は、社会保険事務所（当時）から届く納付書に記載された額を納付していたことを認めていることから、請求者から提出された給料支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成15年9月から平成24年5月までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書によると、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額又は請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることが認められることから、当該期間については、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間のうち、平成12年7月及び同年11月については、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが、請求者から提出された家計簿等からうかがえるものの、報酬月額が確認できない。

さらに、平成12年9月については、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受けたことが前述の家計簿等からうかがえるものの、保険料控除額が確認できない。

加えて、請求期間のうち、平成9年11月から平成12年6月までの期間及び同年10月については、請求者は、当該期間に係る給料支払明細書等の給与支給額及び保険料控除額について確認できる資料を所持しておらず、元事業主は、「従業員の個人情報に係る書類等は、会社の破産開始決定後に全て廃棄したので、請求者の請求期間に係る給与支給額や保険料控除額を確認できる資料は残っていない。」旨陳述している。

このほか、請求者の平成9年11月から平成12年7月までの期間及び同年9月から同年11月までの期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料（源泉徴収票、確定申告書及び所得証明書等）及び周辺事情は見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600003号  
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600013号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年2月25日の標準賞与額を119万円に訂正することが必要である。

平成17年2月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年2月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年2月25日

年金事務所からの通知により、A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。賞与が支給されたことが確認できる給与明細書を提出するので、請求期間について標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された2005年(平成17年)1月の給与明細書及び預金通帳の写し並びにA社の元代表清算人から提出された請求者に係るデータから、請求者は、請求期間において同社から賞与が支給され、当該賞与から標準賞与額119万円に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成21年に解散し、平成23年に清算終了している上、同社の元代表清算人は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



厚生局受付番号 : 四国(受)第1500132号  
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600012号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年4月1日から平成15年9月1日まで  
ねんきん特別便が送付された年に、A社の事業主が、請求期間に係る報酬月額を実際の給与額より意図的に低く届け出ていることが分かった。  
事業主は、解決すると言いながら未解決のまま会社は倒産し解雇された。ついては、請求期間の標準報酬月額について、調査の上、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社において、平成10年4月に厚生年金保険被保険者資格が確認できる請求者を含む29名全員の標準報酬月額は、同月から大幅に減額されていることが確認できるが、複数の同僚から提出された給料支払明細書において当該標準報酬月額を減額すべき事情は見当たらない上、同社の元事業主は、「請求期間当時、会社として、従業員の本来の給与額より低額で報酬月額の届出を行っていた。」旨回答していることから、請求者についても、同月に標準報酬月額を減額すべき事情はなかったと考えるのが自然である。

しかしながら、請求者は、「給料支払明細書等、請求期間における給与支給額及び保険料控除額について確認できる資料は無い。」旨陳述している上、前述の元事業主は、「従業員の個人情報に係る書類等は、会社の破産開始決定後に全て廃棄したので、請求者の請求期間に係る給与支給額や保険料控除額を確認できる資料は残っていない。」旨陳述している。

また、請求者と同職種であった複数の同僚から提出された給料支払明細書によると、その支給額(合計)は、所定時間外労働時間数等に応じて変動しており、各同僚及び各月の支給額の増減に規則性は見いだせない上、支給額に合わせて保険料控除額も増減していることから、これら同僚の給料支払明細書により請求者の請求期間における給与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料(源泉徴収票、確定申告書及び所得証明書等)及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600006号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600014号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和48年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年3月30日から同年4月1日まで

A社B事業所を平成14年3月末に退職し、同年4月1日から別の会社に入社したので、厚生年金保険は継続していると認識していたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された、請求者が同社に提出した平成14年2月18日付け退職願の写しによると、退職日は同年3月29日と記載されていることが確認でき、請求者のオンライン記録における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日と符合している。

また、請求者のC健康保険組合における被保険者資格喪失年月日は、平成14年3月30日と記録されている上、請求者のA社B事業所に係る雇用保険の被保険者記録における離職年月日は、同月29日と記録されている。

さらに、A社の人事労政担当者は、「請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできないが、これまでに保険関係の事務に関して誤りがあったということを聞いたことはなく、保険料は控除していないと思う。」旨陳述している。

加えて、A社は、請求期間当時の給与関係の書類を保管しておらず、請求者も当時の給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間における保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを認めることはできない。